許可番号第０２３００７９４８９号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　名古屋市西区こも原町１３２番地

氏　　名　株式会社　丹陽運輸
代表取締役　倉橋　純　様
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事　大　村　秀　章

許可の年月日　令和　４（2022）年　１月　６日
許可の有効年月日　令和　８（2026）年１１月２１日

１　事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上　１３品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

３　許可の条件

なし

４　許可の更新又は変更の状況

平成１３年１１月２２日　新規許可
平成１９年　１月２３日　更新許可

許可番号第０２３０００７９４８９号

平成２４年　１月１９日　更新許可
平成２９年　３月１７日　更新許可
令和　４年　１月　６日　更新許可
令和　６年　６月　４日　書換

5　積替え許可の有無

㊒　・　無

市名　一宮市　　許可番号　13710079489

6　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無

有　・　㊡

許可番号第１３７１００７９４８９号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　愛知県名古屋市西区こも原町１３２番地

氏　　名　　株式会社　丹陽運輸
　　代表取締役　倉橋　純　様
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

一宮市長　　中　野　　正　康

許　可　の　年　月　日　令和　４（2022）年　１月１１日

許 可 の 有 効 年 月 日　令和　８（2026）年１１月２１日

１　事業の範囲

積替え、保管を含む。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上　１３品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

（１）所在地

一宮市千秋町浮野字竹腰５１番１

（２）面積

２，０６１．５２㎡（保管面積　７８５．７６㎡）

（３）産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（４）保管上限

８１９．７７㎥

（５）高さ

３ｍ

３　許可の条件

なし

４　許可の更新又は変更の状況

平成１３年１１月２２日　新規許可
平成１９年　１月２３日　更新許可
平成２４年　１月１９日　更新許可
平成２９年　３月１７日　更新許可
令和　４年　１月１１日　更新許可
令和　６年　６月１１日　書換

５　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~・(無)

許可番号　０２１００００７９４８９

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　愛知県名古屋市西区こも原町１３２番地

氏　　名　株式会社丹陽運輸
　　代表取締役　倉橋　純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事　江崎　禎英

許 可 の 年 月 日　　令和　７年　５月２５日
許 可の有効年月日　　令和１２年　５月２４日

１　事業の範囲
積替え、保管を除く。
燃え殻
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
上記８品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい
以上　１３種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３　許可の条件
なし

４　許可の更新又は変更の状況
令和　２年　５月２５日　産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
令和　５年１０月３１日　産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和　６年　５月２８日　産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和　７年　５月２５日　産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

５　積替え許可の有無　　有　・　[無]

６　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　[有]　・　無

許可番号 第02400079489号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　名古屋市西区こも原町１３２番地
氏　名　　株式会社丹陽運輸
　　代表取締役 倉橋　純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事　一見　勝之

許 可 の 年 月 日　　令和 2年 3月 2日
許可の有効年月日　　令和 7年 3月 1日

１．事業の範囲
（積替え・保管を除く。）
取り扱う産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず、
ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、
廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、紙くず、
木くず、繊維くず、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
以上13種類
※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和 5年10月27日　住所の変更届による書換
令和 6年 5月27日　住所の変更届による書換

５．積替え許可の有無　無
市名　－　許可番号　－

６．規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無　無

様式第七号（第十条の二関係）

第０２２０１０７９４８９号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　愛知県名古屋市西区こも原町１３２番地

氏　　名　　株式会社　丹陽運輸

代表取締役　倉橋　純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事　　鈴木　康友

許可の年月日　令和　７年　３月１２日

許可の有効年月日　令和１２年　３月１１日

１．事業の範囲

事業の区分　　収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類　　廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず

以上　１１品目

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況

令和　２年　３月１２日　　新規許可
令和　７年　３月２４日　　更新許可

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

許可番号　第　０２５０１０７９４８９　号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　愛知県名古屋市西区こも原町132番地

氏　　名　　株式会社丹陽運輸
代表取締役　倉橋純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第１項　の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事　三日月大造

許可の年　月　日　令和　7　年　3　月　13　日

許可の有効年月日　令和　12　年　3　月　12　日

１．事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類
燃え殻／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／鉱さい／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 13項目）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

３．許可の条件

「なし」

４．許可の更新又は変更の状況

平成 14 年　7 月 22 日　新規許可
平成 24 年　7 月 22 日　失効
令和　2 年　3 月 13 日　失効新規許可
令和　5 年 10 月 27 日　住所の変更
令和　6 年　5 月 27 日　住所の変更
令和　7 年　3 月 13 日　更新許可

５．積替え許可の有無　　無
市名　　－　　許可番号　　－

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

許可番号　０１８０１０７９４８９

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　愛知県名古屋市西区こも原町１３２番地

氏　名　　株式会社丹陽運輸　代表取締役　倉橋　純
（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事　杉 本　達 治

福井県知事印

許 可 の 年 月 日　　令和　７年　４月　４日
許可の有効年月日　　令和１２年　２月２６日

１．事業の範囲
積替保管の有無
積替保管を含まない
産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類　　以上１３種類
（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等を除く。）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

２．積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

３．許可の条件

なし

４．許可の更新または変更の状況
（１）令和　２年　２月２７日　　新規許可
（２）令和　５年１１月　６日　　再交付
・住所の変更
（３）令和　６年　７月３０日　　再交付
・住所の変更
（４）令和　７年　４月　４日　　更新許可

５．積替え許可の有無　　無
市名　－　　許可番号　－

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０２６０００７９４８９

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　愛知県名古屋市西区こも原町１３２番地

氏　名　　株式会社丹陽運輸
　　代表取締役　倉橋　純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事　**西　脇　隆　俊**

京都府知事印

許可の年月日　　令和　７　年　５　月２２日

許可の有効年月日　　令和１２年　３　月　４　日

１．事業の範囲
（積替え又は保管を含まない）

①燃え殻
②汚泥
③廃油
④廃酸
⑤廃アルカリ
⑥廃プラスチック類
⑦紙くず
⑧木くず
⑨繊維くず
⑩金属くず
⑪ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
⑫鉱さい
⑬がれき類

以上１３種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和２年３月５日：当初許可
令和７年５月22日：更新許可

５．積替え許可の有無　　有・(無)

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)

（日本産業規格　Ａ列４番）

許可番号　第02700079489号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　名古屋市西区こも原町１３２番地

氏　名　　株式会社丹陽運輸
代表取締役　倉橋　純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事　　吉村　洋文

許可の年月日　　令和７年３月10日

許可の有効年月日　　令和12年３月９日

1. 事業の範囲

事業の区分：　積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

1　燃え殻
2　汚泥
3　廃油
4　廃酸
5　廃アルカリ
6　廃プラスチック類
7　紙くず
8　木くず
9　繊維くず
10　金属くず
11　ガラスくず
12　鉱さい
13　がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む
水銀使用製品産業廃棄物を含む　　水銀含有ばいじん等を除く
以上１３種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和２年３月10日　当初許可
令和７年４月30日　更新許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無　　無

5. 規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有

以下余白

許可番号　第　02804079489　号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　名古屋市西区こも原町132番地

氏　名　株式会社丹陽運輸
代表取締役　倉橋　純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

許 可 の 年 月 日　令和７年９月28日

許可の有効年月日　令和12年９月27日

１．事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）
2. 汚泥（水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）
3. 廃油
4. 廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）
5. 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）
6. 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
7. 紙くず
8. 木くず
9. 繊維くず
10. 金属くず
11. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
12. 鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）
13. がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 13 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

２．許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

３．許可の更新又は変更の状況

令和２年９月28日　新規許可
令和７年９月28日　更新許可

４．積替え許可の有無　無

５．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　無

許可番号 第03300079489号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　愛知県名古屋市西区こも原町１３２番地
名　　称　株式会社丹陽運輸
　　代表取締役　倉橋　純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第１項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事　伊原木　隆太

許 可 の 年 月 日　　令和７年９月１日

許可の有効年月日　　令和12年８月31日

１．事業の範囲
(1) 積替え又は保管の有無　無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類　裏面別表のとおり　13種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和２年９月１日　新規許可
令和７年９月１日　更新許可

５．積替え許可の有無
無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無
有

Copy Rejected

別表

株式会社丹陽運輸

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	無
				積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
		取扱う品目	限定がある場合その内容	取扱う品目	限定がある場合その内容
1	燃え殻	○		―	
2	汚泥	○		―	
3	廃油	○		―	
4	廃酸	○		―	
5	廃アルカリ	○		―	
6	廃プラスチック類	○		―	
	自動車等破砕物	―		―	
7	紙くず	○		―	
8	木くず	○		―	
9	繊維くず	○		―	
10	動植物性残さ	―		―	
11	動物系固形不要物	―		―	
12	ゴムくず	―		―	
13	金属くず	○		―	
	自動車等破砕物	―		―	
14	ガラスくず等	○		―	
	自動車等破砕物	―		―	
15	鉱さい	○		―	
16	がれき類	○		―	
17	動物のふん尿	―		―	
18	動物の死体	―		―	
19	ばいじん	―		―	
20	産業廃棄物処理物	―		―	
21	輸入廃棄物	―		―	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	―
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	―
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	―

（備考）・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「－」は取扱うことができないものを示す。
・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くずのこと。
・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。